

介護保険制度における拘束や抑制の禁止について

介護老人保健施設（指定介護老人福祉施設）での身体拘束禁止規定より抜粋

介護老人保健施設（指定介護老人福祉施設）は、サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

＜ 緊急やむを得ない場合の対応 ＞

介護保険指定基準上、「当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には、身体拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の 3 つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

①切迫性

入所者本人または他の入所者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと（まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法を検討し、他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある）

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること（本人の状態に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある）

商品に関する禁止事項と注意事項



口に入れる、振りまわす、肌をこする、圧力をかけるといった行為が見られる場合は直ちに使用を中止して下さい。



ひもやベルトをきつく締めすぎないようにご注意ください。



商品の加工・改造はおやめ下さい。



磨耗・損傷が見られる場合は使用を中止して下さい。



長時間の使用は血流が滞る原因になります。おやめ下さい。



医療従事者や現場監督者の指示に従い、正しくお使い下さい。

まもっ手

取扱説明書

この度はまもっ手製品をお買い上げいただき、誠にありがとうございます。こちらの取扱説明書には、注意事項やお手入れの方法などを記載しています。ご使用の前に説明書を必ずお読み下さい。また、お読みになられた後も大切に保管してください。

この説明書では以下の商品について説明しています。



no.0651

まもっ手 チェック



no.0653

まもっ手 サラサラ



no.0655

まもっ手 無地 タック付



no.0656

まもっ手 チェック タック付



no.0657

まもっ手 ソフト



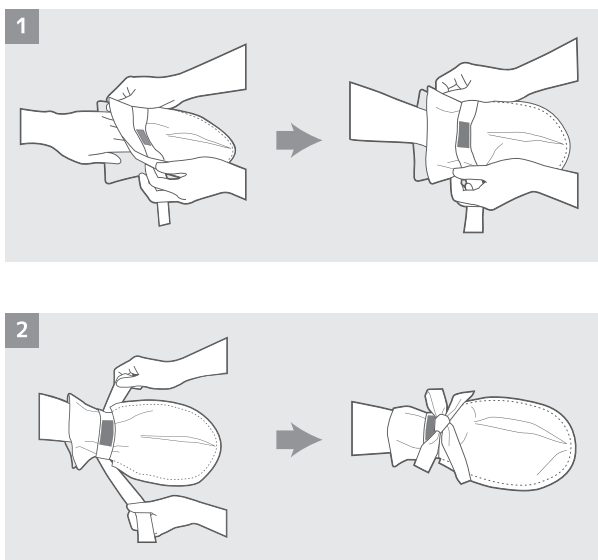
no.0658

まもっ 茶手
ちゃって

まもっ茶手の使い方

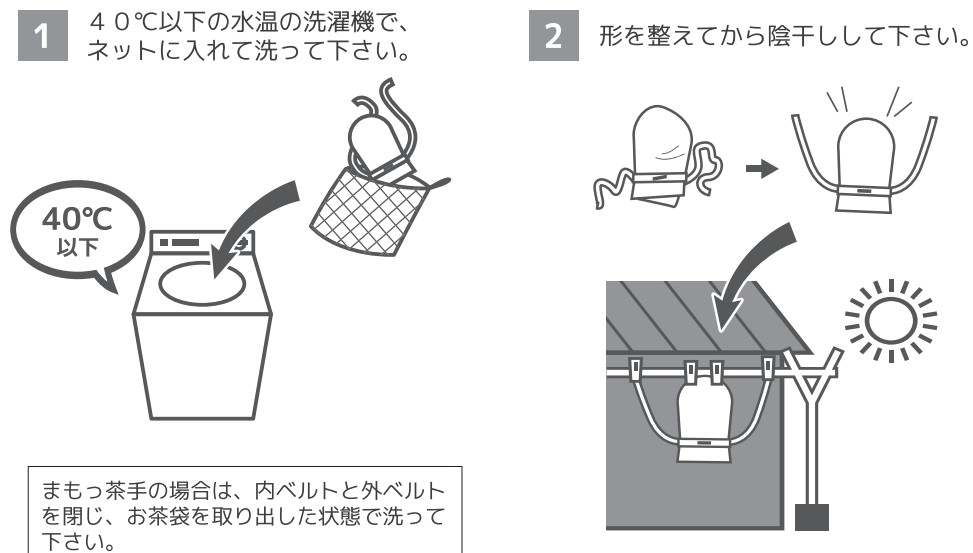


まもっ手の使い方



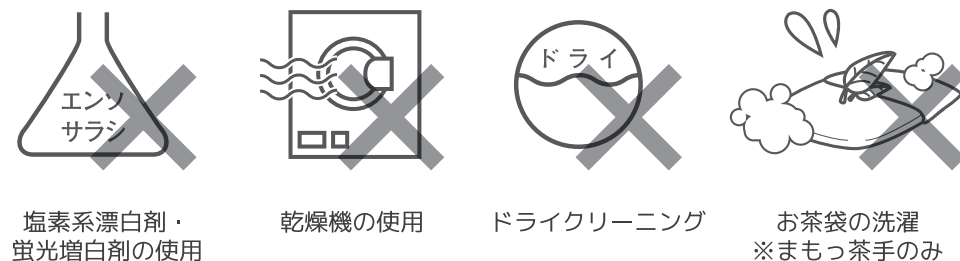
お手入れ方法と注意

■本品の正しい洗い方



■本品を洗う際にはいけないこと

以下の行為は、商品の傷みが早くなったり、破損したりする恐れがあります



お問合せ先

取扱説明書や製品に関するご質問は下記までお問合せ下さい。

株式会社 特殊衣料
TEL : 011-663-0761

FAX : 011-663-0955
E-Mail : otoiawase@tomoni.co.jp
URL : <http://www.abonet.jp/>
〒063-0834 札幌市西区発寒 14 条 14 丁目 2-40